

有床診療所整備計画に係る取扱いの見直しについて

【現 行】

○ 見直しの概要（案）

医療法施行規則第1条の14第7項の適用に関する事務処理要領の一部改正

- 1 所管保健所が、有床診療所の開設等をしようとする者に、予め地区医師会を始め病床整備を進めるに当たり必要と考えられる地域の関係団体と協議するよう指導することについて規定する。
- 2 有床診療所整備計画について、病床機能を把握する観点から、意見聴取先を圏域保健医療福祉会議から地域医療構想推進委員会、報告先を圏域保健医療福祉会議から地域医療構想推進委員会及び圏域保健医療福祉会議へ変更する。

1 見直し内容

(1) 地域の関係団体との協議について

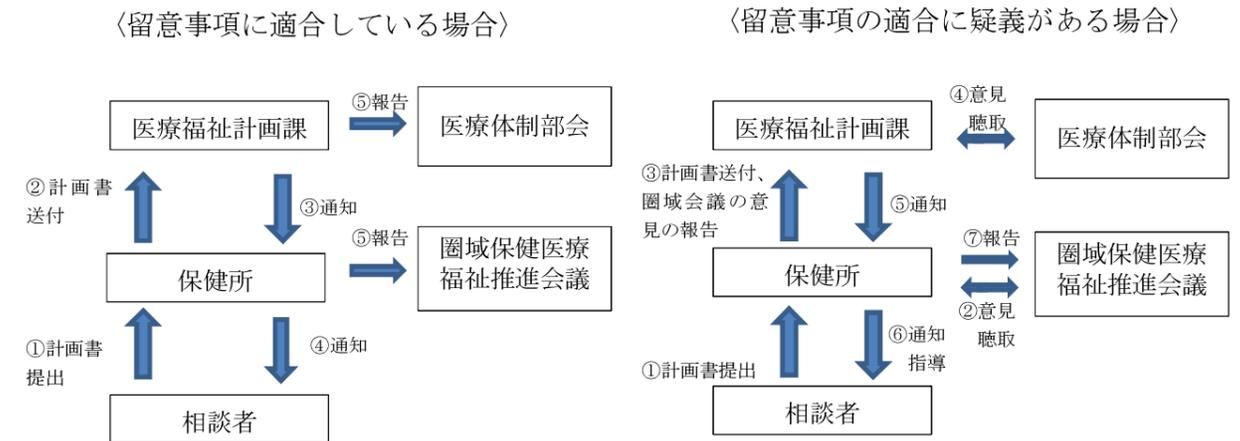
現 行	・ 相談者が地区医師会等と事前に協議することについて、現行要領には規定がなく、保健所の自発的な指導に拠っている。
見直し案	・ 相談者に対し地区医師会等と事前に協議するよう保健所が指導することを規定する。

(2) 病床機能の把握について

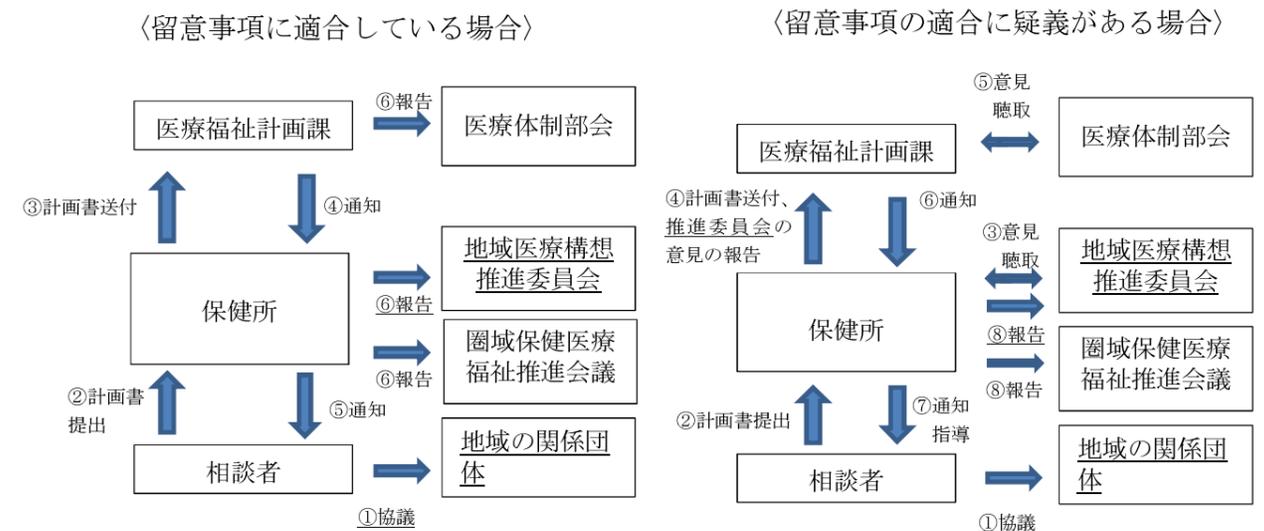
現 行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 留意事項との適合性に疑義がない場合は、処理後、「圏域保健医療福祉推進会議」へ報告する。 ・ 留意事項との適合性に疑義がある場合は、「圏域保健医療福祉推進会議」及び「医療審議会（医療体制部会）」の意見を聴き、結果を「圏域保健医療福祉推進会議」へ報告する。
見直し案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 留意事項との適合性に疑義がない場合は、処理後、「地域医療構想推進委員会」及び「圏域保健医療福祉推進会議」へ報告する。 ・ 留意事項との適合性に疑義がある場合は、「地域医療構想推進委員会」及び「医療審議会（医療体制部会）」の意見を聴き、結果を「地域医療構想推進委員会」及び「圏域保健医療福祉推進会議」へ報告する。 ・ 病床整備計画書の様式において、病床の機能区分を記載する欄を設ける。

2 病床整備計画に係る取扱いとの違い

病床整備計画では、全ての計画について地域医療構想推進委員会の意見を聴くことにしたのに対し、医療法施行規則第1条の14第7項の適用に係る診療所の病床整備については、届出により増床が可能であるため、留意事項に適合している場合、処理後に地域医療構想推進委員会等へ報告することとした。（従来から圏域保健医療福祉推進会議へ報告）



【改正後】



【参考】医療法施行規則（抜粋）

- 第一条の十四 7 法第七条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。
- 一 法第一条の二第二項に規定する居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として法第三十条の四第一項の規定により所在地の都道府県が定める医療計画（以下単に「医療計画」という。）に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。
 - 二 へき地に設置される診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。
 - 三 前二号に規定するもののほか、小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。

「医療法施行規則第1条の14第7項の適用に関する事務処理要領」一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p style="text-align: center;">医療法施行規則第1条の14第7項の適用に関する事務処理要領</p> <p>（目的）</p> <p>第1 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第3項に基づき診療所に病床を設置しようとする者等から医療法施行規則（昭和23年11月5日厚生省令第50号）第1条の14第7項第1号、第2号又は第3号の適用について相談があった場合（以下「有床診療所の開設等の相談」という。）の事務を円滑かつ適正に処理するため、この要領を定める。</p> <p>（判断における留意事項）</p> <p>第2 有床診療所の開設等の相談があった事案が医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までに規定される「医療計画に記載される診療所」に該当するか否か（以下「有床診療所の医療計画別表の記載の適否」という。）の判断にあたり留意すべき事項は次のとおりとする。</p> <p>① 医療法施行規則第1条の14第7号第1号における「居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所」（以下「居宅等医療診療所」という。）とは、次の要件を満たす診療所であること。</p> <p>ア 診療報酬上で定められている在宅療養支援診療所の届出が東海北陸厚生局になされていること。 なお、新たに診療所を開設する場合は、届出することが確実であること。</p> <p>イ 在宅医療の実施にあたり当該診療所に病床を設置することが適切かつ必要性があると認められること。</p> <p>② 同項第2号における「へき地に設置される診療所」（以下「へき地医療診療所」という。）とは、次の要件を満たす診療所であること。</p> <p>ア 原則として医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点としておおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区（以下「無医地区」という。）及び無医地区ではないが、これに準じて医療の確保が必要と知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区（以下「無医地区に準じる地区」という。）に開設する、入院機能を必要とする診療所であること。</p> <p>イ 既設の診療所の場合、仮に当該診療所が廃止された場合に当該地区が「無医地区」又は「無医地区に準じる地区」となる場所に開設されている診療所であること。</p> <p>③ 同項第3号における、「小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所」とは、①及び②以外の診療所であって、地域における医療需要を踏まえ、必要とされる診療所であること。</p> <p>④ ③のうち、「小児医療において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所」（以下「小児医療診療所」という。）とは、次の要件を満たす診療所であること。</p> <p>ア 小児科又は小児外科を標榜すること。</p> <p>イ 小児科専門医（日本小児科学会認定）又は小児外科専門医（日本小児外科学会認定）の資格を有する者が管理者となること。</p> <p>⑤ ③のうち、「周産期医療において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所」（以下「周産期医療診療所」という。）とは、次の要件を満たす診療所であること。</p>	<p style="text-align: center;">医療法施行規則第1条の14第7項の適用に関する事務処理要領</p> <p>（目的）</p> <p>第1 （同左）</p> <p>（判断における留意事項）</p> <p>第2 （同左）</p>

- ア 産科又は産婦人科を標榜すること。
- イ 分娩を取扱うこと。
- ウ 周産期医療に関して地域周産期母子医療センターとの間で相互連携体制をとっていること。

(基準の判断方法)

第3 第2各号の規定に該当するとの判断をする際には、次の点に留意すること。

(1) 居宅等医療診療所

ア 第2①アの基準の確認にあたっては、有床診療所整備計画書提出の際に東海北陸厚生局に届出された「在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出書」の写しを添付させること。

なお、新たに診療所を開設する場合には、東海北陸厚生局に届け出る予定の「在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出書」の写しを添付させるほか、東海北陸厚生局への相談状況を相談者本人から直接聴取すること。

イ 第2①イの基準の確認にあたっては、居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として病床を設ける理由とその利用方法について文書で提出させるとともに、相談者本人から直接聴取すること。

(2) へき地医療診療所

第2②の確認にあたっては、医務国保課において実施された直近の無医地区調査の資料により確認すること。

(3) 小児医療診療所

第2④イの確認にあたっては、診療所管理者が小児科専門医又は小児外科専門医であることを証する書類(専門医認定証の写し等)を提出させること。

(4) 周産期医療診療所

第2⑤ウの確認にあたっては、次の点に留意すること。

ア 既設の診療所の場合は、愛知県周産期医療情報システムのIDが付与されていること。

イ 新設の診療所の場合は、愛知県周産期医療情報システムへ登録する旨を確認できる書類を提出させること。

(整備計画書)

第4 有床診療所の開設等の相談があった場合、開設等の場所を所管する保健所(以下「所管保健所」という。)は、相談者に、有床診療所の開設等所在地の地区医師会など地域の関係団体とその計画内容について協議するよう指導する。

2 前項による地域の関係団体との協議の後、所管保健所は、相談者から有床診療所整備計画書(別添様式、以下「整備計画書」という。)の正本及び副本を各1部提出させる。

3 所管保健所は、整備計画書の提出を受けたときは当該2次医療圏の基幹的保健所(一宮保健所、瀬戸保健所、春日井保健所、清須保健所、津島保健所、半田保健所、衣浦東部保健所、新城保健所及び豊川保健所のこと)をいう。以下同じ。)に整備計画書の写しを送付するとともに、医療福祉計画課に副本を送付して取扱いについて協議する。

なお、所管保健所(基幹的保健所)は、計画が第2及び第3に掲げる留意事項の適合に疑義があるときなど必要に応じて地域医療構想推進委員会(以下「推進委員会」という。)の意見を聴くものとし、その意見は、医療福祉計画課へ報告する。

(基準の判断方法)

第3 (同左)

(整備計画書)

第4 有床診療所の開設等の相談があった場合、開設等の場所を所管する保健所(以下「所管保健所」という。)は、相談者から有床診療所整備計画書(別添様式、以下「整備計画書」という。)の正本及び副本を各1部提出させる。

2 所管保健所は、整備計画書の提出を受けたときは当該2次医療圏の基幹的保健所(保健所の機能強化及び所管区域の在り方に関する基本的な考え方(平成16年3月作成)に定義する基幹的保健所のこと)をいう。以下同じ。)に整備計画書の写しを送付するとともに、医療福祉計画課に副本を送付して取扱いについて協議する。

なお、所管保健所(基幹的保健所)は、計画が第2及び第3に掲げる留意事項の適合に疑義があるときなど必要に応じて圏域保健医療福祉推進会議(以下「圏域会議」という。)の意見を聴くものとし、その意見は、医療福祉計画課へ報告する。

(医療審議会での意見聴取)

第5 医療福祉計画課は、**推進委員会**の意見を聴いた計画については、**推進委員会**の意見を付して医療審議会の意見を聴くものとし、その意見を踏まえ、当該計画の医療計画別表の記載の適否について判断する。

(審査結果の通知)

第6 医療福祉計画課は、所管保健所から送付のあった計画に関し、当該有床診療所に関する有床診療所の医療計画別表の記載の適否について基幹的保健所及び所管保健所に通知する。

2 所管保健所は、前項の通知の内容を整備計画書の提出者に通知する。

(医療審議会等への報告)

第7 医療福祉計画課は、基幹的保健所及び所管保健所に通知した計画について医療審議会へ報告する(医療審議会の意見を聴いた計画は除く)。また、所管保健所(基幹的保健所)は、医療福祉計画課から通知があった計画について**推進委員会及び圏域保健医療福祉推進会議**に報告する。

(届出後の指導)

第8 届出された診療所の病床については、医療法第27条の施設検査及びその後の医療監視員による立ち入り検査等の機会に当該病床が整備計画書に記載された趣旨に沿って使用されていることを確認し、適切でない運用をされている場合には厳格に指導すること。

(その他)

第9 豊橋市、岡崎市及び豊田市における所管保健所は、それぞれ豊橋市保健所、岡崎市保健所及び豊田市保健所とする。

2 名古屋市については、医療福祉計画課が所管保健所及び基幹的保健所の役割を担うものとする。

3 **西三河北部医療圏については衣浦東部保健所、西三河南部東医療圏については西尾保健所**が基幹的保健所の役割を担うものとする。

附 則

この要領は、平成20年2月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月23日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(医療審議会での意見聴取)

第5 医療福祉計画課は、**圏域会議**の意見を聴いた計画については、**圏域会議**の意見を付して医療審議会の意見を聴くものとし、その意見を踏まえ、当該計画の医療計画別表の記載の適否について判断する。

(審査結果の通知)

第6 (同左)

(医療審議会等への報告)

第7 医療福祉計画課は、基幹的保健所及び所管保健所に通知した計画について医療審議会へ報告する(医療審議会の意見を聴いた計画は除く)。また、所管保健所(基幹的保健所)は、医療福祉計画課から通知があった計画について**圏域会議**に報告する。

(届出後の指導)

第8 (同左)

(その他)

第9 豊橋市、岡崎市及び豊田市における所管保健所は、それぞれ豊橋市保健所、岡崎市保健所及び豊田市保健所とする。

2 名古屋市については、医療福祉計画課が所管保健所及び基幹的保健所の役割を担うものとする。

3 西三河南部東医療圏については、西尾保健所が基幹的保健所の役割を担うものとする。

附 則

この要領は、平成20年2月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月23日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行し、平成 年 月 日から適用する。

(新)

(様式) 有床診療所整備計画書

年 月 日

保健所長 殿

住所
氏名 印

下記のとおり { 有床診療所を開設
有床診療所の病床を増や
したいので、関係書類を添えて提出します。
記

1 整備予定診療所

施設名		医療圏	
所在地			
診療科			
開設者			
管理者氏名		電話	

2 病床整備計画

	開設許可 病床数	増床 計画数	計
一般病床	① 床	③ 床	床
療養病床	② 床		床
	床	床	床

一般病床及び療養病床の機能区分ごとの内訳

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休床等	計
開設許可病床数	床	床	床	床	床	①+② 床
増床計画病床数	床	床	床	床	床	③ 床
計	床	床	床	床	床	床

※開設許可病床数には病床機能報告制度で報告した数値を記入すること。

(旧)

(様式) 有床診療所整備計画書

年 月 日

保健所長 殿

住所
氏名 印

下記のとおり { 有床診療所を開設
有床診療所の病床を増や
したいので、関係書類を添えて提出します。
記

1 整備予定診療所

施設名		医療圏	
所在地			
診療科			
開設者			
管理者氏名		電話	

2 病床整備計画

	開設許可 病床数	増床 計画数	計
一般病床	床	床	床
療養病床	床		床
	床	床	床

3 医療法施行規則第1条の14第7項の適用

	増床計画数
1号関係(居宅等における医療)	床
2号関係(へき地に設置される診療所)	床
3号関係(小児医療、周産期その他)	床
計	床

3 医療法施行規則第1条の14第7項の適用

	増床計画数
1号関係(居宅等における医療)	床
2号関係(へき地に設置される診療所)	床
3号関係(小児医療、周産期その他)	床
計	床

4 病床等開設予定

開設予定時期	使用予定時期
年 月	年 月

5 医療法施行規則第1条の14第7項第1号、第2号又は第3号の「医療計画に記載される診療所」に該当する理由(必要に応じて別紙を添付)

4 病床等開設予定

開設予定時期	使用予定時期
年 月	年 月

5 医療法施行規則第1条の14第7項第1号、第2号又は第3号の「医療計画に記載される診療所」に該当する理由(必要に応じて別紙を添付)

6 地域の関係団体との協議状況

団体名	年月日	特記事項
		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()
		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()